

京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金

【安心安全森づくり事業】

1. 事業の概要

災害の原因となる危険木または堆積土砂の除去や病虫害の駆除等により、危険の除去及び災害の未然防止等を図ります。

2. 対象事業の内容

支障木・危険木の伐採・除去・撤去、荒廃林地の堆積土砂・流木の撤去、病虫害の駆除・防除等

3. 補助対象者

市内の団体、事業者、地区

※事業実施主体は地区となります。

4. 補助金額

対象事業に係る経費の 1/2 以内の額。ただし、1 事業につき 25 万円を補助上限とします。

なお、交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

※事業実施主体が消費税の課税事業者である場合は、補助金額の計算に消費税は含まないものとします。

5. 補助金交付の要件等

- ① 地区要望であり、市の現地確認及び承認、所有者の同意等を終えた森林であること。
- ② 保全を要する人家や公共施設等に隣接する森林内で行う事業であり、被害またはそれに順ずる危険性の確認ができるもの。
- ③ 各種治山、災害復旧事業等の対象にならない森林であること。
- ④ その他災害予防等適正管理事業に採択されたものを除く。
- ⑤ 本事業により発生する伐採木、土砂等は適切に処理すること。

6. 提出書類

(1) 交付申請（事業開始前）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支計算書（総事業費、対象事業費、補助金額の算出基礎）
- ④ 事業費算出根拠書類（見積書（写し）など）
- ⑤ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑥ 伐採届（要する場合、伐採の90～30日前までに別途提出すること）
- ⑦ 事業地の所有状況を表す書類

※以下、施工業者が申請を行う場合

- ⑧ 委託契約書、発注書等の写しまたは「参考様式1（手続委任）」など委任を証する書類
- ⑨ 森林または立木所有者及び地区の同意書

(2) 実績報告（事業終了後）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支精算書（総事業費、対象事業費、補助金額の収支精算）
- ④ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑤ 事業費の明細及び支出が確認できる書類
- ⑥ 事業成果を示す写真（事業実施前後の写真）

(3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

(4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。

※交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の収支計算書
- ④ その他変更内容がわかるもの